令和７年４月14日 第48回基本計画策定・推進専門委員等会議	資料３－３

こども家庭庁説明資料

こども家庭庁　説明資料

第48回基本計画策定・推進専門委員等会議

こどもまんなか
こども家庭庁

児童相談所の概要

１　設置の目的

○　子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
○　個々の子どもや家庭に最も効果的な援助、子どもの安全確保により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

２　設置主体

○　都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（港区・世田谷区・中野区・豊島区・荒川区・板橋区・葛飾区・江戸川区・横須賀市・金沢市・明石市・奈良市）
○　全国２３４か所（令和６年４月１日現在）

３　役割

○　児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
○　市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
＊市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

４　業務

①　市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
②　相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）
③　一時保護
④　措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等）　　等

５　職員

○　所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等（児童相談所の規模による）
○　（令和６年４月１日現在）
・児童福祉司　６，４８２人（うち児童福祉司スーパーバイザー　１，１５０人）
・児童心理司　２，９１１人　・医師　７９７人　・保健師　２９８人　等

６　相談の種類と主な内容

①　養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
②　保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
③　障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
④　非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
⑤　育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
⑥　その他

児童相談所での児童虐待ケースへの対応の手順

通告・相談（受付）

〇受付票の作成

・全てのケースにつき作成

・ケースの住所、状態等必要な情報の確認

受理

〇受理会議の開催

・調査及び診断の方針、安全確認の時期や方法等の検討

・所長、各部門の長、担当者、受付相談員等により組織的に判断

・ケースの緊急性の評価

・調査等の方針決定、必要な指示

〇児童記録票の作成（きょうだいの場合個々に作成）

調査

〇迅速な対応

・原則48時間以内の安全確認の実施（子ども本人を直接目視により確認）

〇必要に応じた出頭要求、立入調査、臨検・捜索の実施

〇調査は、保護者・子どもとの面接、関係者との面接、観察、生活環境調査、照会、委嘱などによる。

各種診断

〇 子ども本人、虐待者、家庭環境等を評価

・社会診断

・心理診断

・医学診断

・行動診断

・その他の診断

判定・援助方針の決定

〇判定会議において各種診断を基にケースの総合的判定

〇援助方針会議において援助方針の決定（28条の申請を含む）

〇援助指針の作成

援助の実行（対応）

〇保護者への指導

・助言指導

・継続指導

・児童福祉司指導

・児童委員指導　等

〇施設入所措置

〇里親委託

〇面会・通信の制限

〇接近禁止命令

児童の一時保護
（必要な場面で実施）

市町村（要保護児童対策地域協議会）との連携、役割分担による対応

こどもまんなか
こども家庭庁

児童福祉司の増員について

○ 児童福祉司については、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保する観点から、児童虐待相談対応件数の増加等に応じて、全国的な数値目標を掲げたうえで、計画的な増員を図っているところ。

○ これまでに、平成30年12月に策定した児童虐待防止対策体制強化プランに基づき、平成29年度からR4年度までで、約2,530人の増員目標に対し、2,540人超の増員（H29:3,240人→R4：5,783人）となり、本プランの目標を達成。

○ その後、令和4年12月に策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（令和５年度から８年度）において、令和６年度末までに1,060人程度増員し、6,850人とすることを目標としたが、令和６年度は6,482人となる見込みであり、目標に達していない状況（実績は2年間で700人程度の増）。

○ 今般、令和7年度及び令和8年度の目標を定めることとするが、依然として児童虐待対応件数が高い状況にあること（R4年度:214,843件）や、現在の増員状況も踏まえ、**令和８年度までに910人程度を増員し、7,390人とすることを目標とする。**ただし、令和7年6月より施行される一時保護開始時の司法審査の導入の状況等も踏まえ、必要に応じて新プラン期間中に目標値の見直しも引き続き検討。

児童福祉司の増員推移

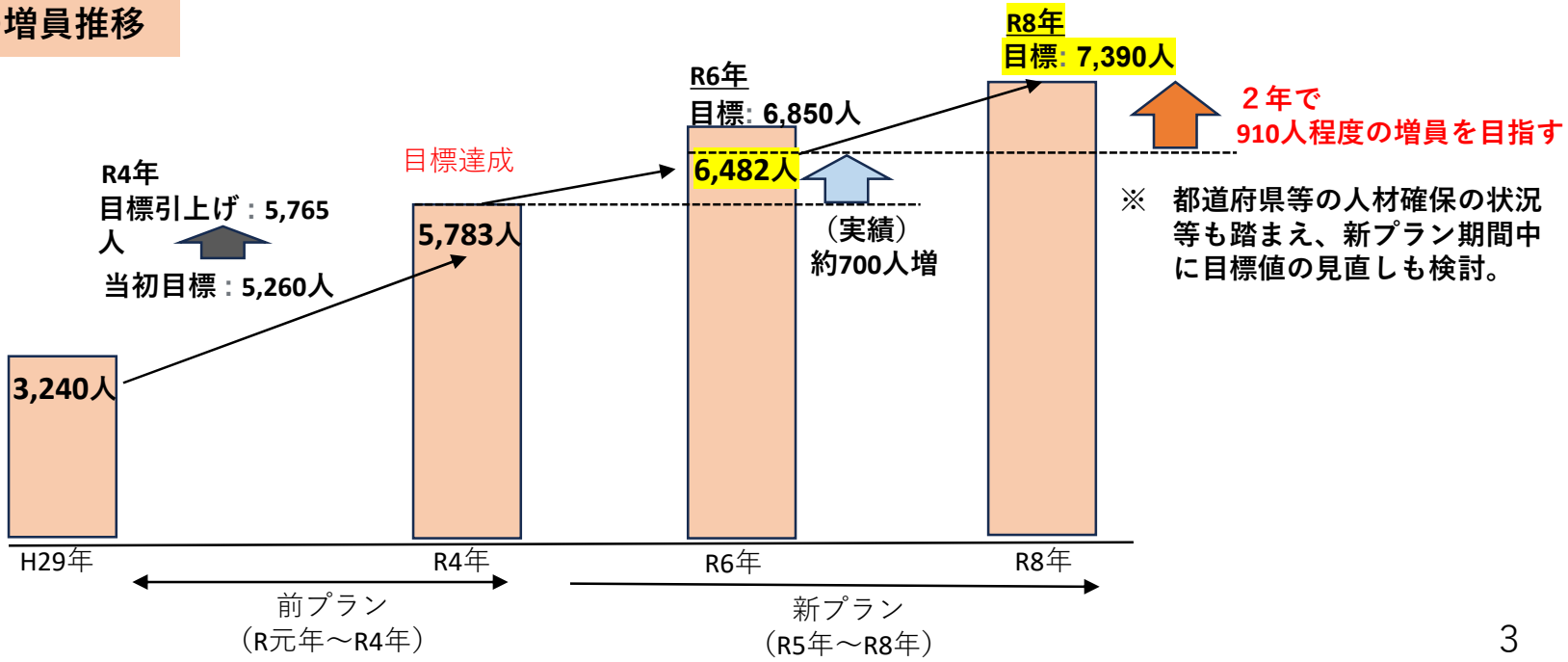

こどもまんなか
こども家庭庁

児童虐待の発生予防・早期発見対策　～こども家庭センター～

○ 市町村において、妊産婦や子育て家庭を**早期から支援して虐待の予防を図る**（身近な市町村の強み）
○ 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、**地域全体で継続的に家庭を支える**体制を強化
○ 設置率50.3%(R6.5.1) ➡ 令和８年度までに全市区町村に整備するため開設や運営の経費を補助

妊娠届出・妊婦健診・新生児訪問・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診　等

こども家庭センター（市区町村）

関係機関・地域資源と協働して包括的・継続的に支援

- ●妊産婦・子育て家庭・こどもの状況把握と相談対応、情報提供
- ●各家庭の状況に応じたサポートプランの作成による計画的な支援
- ●様々な関係機関や支援メニューとの協働、資源開拓・メニュー構築

子ども・若者支援地域協議会
（若者の相談機関・支援団体等）

協働

児童相談所

地域子育て相談機関

妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関

（保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業 など）

ニーズや課題に応じた相談支援
及び **支援メニューの活用**

相談・支援

- 妊産婦等生活援助事業
- 養育支援訪問（相談支援）
- 産前産後ヘルパー 産後ケア
- 育児・家事支援訪問ヘルパー
- 一時預かり・ショートステイ
- 親子関係形成・再構築の支援
- 食事等提供付きの見守り訪問支援（未把握の家庭含むアウトリーチ）
- 児童育成支援拠点（常設型の居場所）

こども食堂など家や学校以外のこどもの居場所

医療機関（産科・小児科等）

子育てひろば

保育所・幼稚園 等

民生・児童委員

所属・相談
関わり・支援

妊産婦・子育て家庭・こども

所属・相談
関わり・支援

放課後児童クラブ
児童館

学校・教育委員会

障害児支援事業所

要保護児童対策地域協議会
（地域ネットワーク）

調整機関(こども家庭センター等)の調整の下、
- ●家庭状況等の**情報共有・アセスメント**
- ●必要な**支援の検討**、**役割分担**の決定
- ●支援の**進行管理**、評価・見直し　等

妊娠期 → 乳幼児期 → 学齢期 → 青年期

要保護児童対策地域協議会の概要

果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、
- 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、
① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要

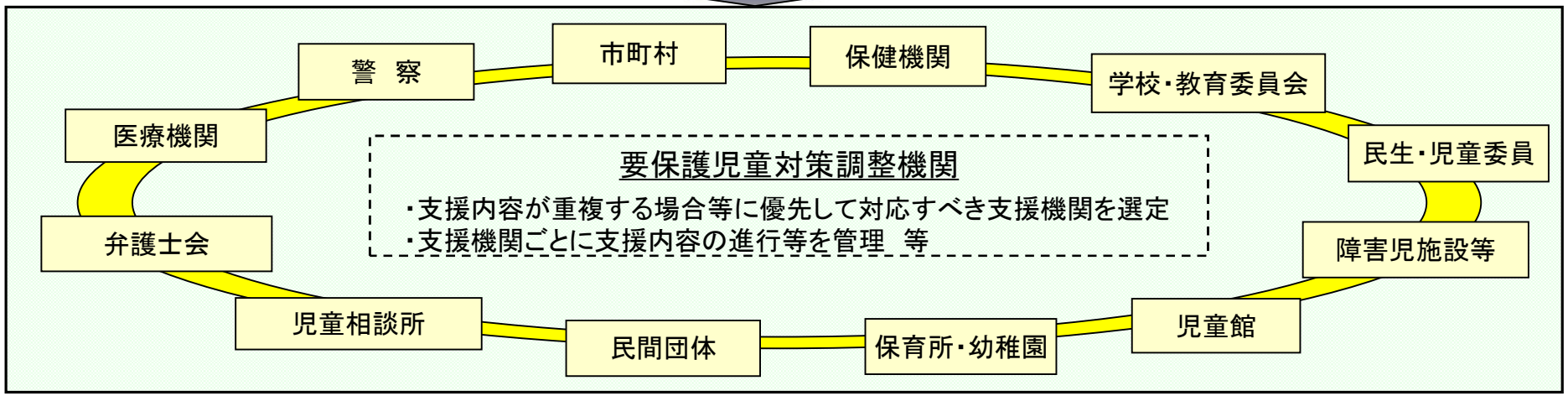

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置している市町村数（※）		1,736（99.7%）	1,738（99.8%）	1,738（99.8%）
登録ケース数（うち児童虐待）		238,642（108,041）	263,430（122,569）	277,234（134,229）
調整機関職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,986	2,113	2,849
	② その他専門資格を有する職員	3,949	3,909	4,153
	③ ①②以外の職員（事務職等）	2,215	1,945	1,551
	④ 合計	8,150	7,967	8,553

※各年度4月1日時点（設置している市町村数、登録ケース数）
【出典】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ